


# えん罪救済センターNEWS No.10

## CONTENTS

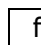
2019年度あいさつ（稲葉光行） .....	1
参加報告：イノセンス・ネットワーク大会（笹倉香奈） .....	4
【連載エッセイ】科捜研からみた刑事捜査・第3回（平岡義博） .....	6

えん罪救済センター Innocence Project Japan


 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学 人間科学研究所気付

 URL: <http://www.ipjapan.org/>

 facebook:

<https://www.facebook.com/innocence.project.japan>

 Email: [ipj2015@outlook.com](mailto:ipj2015@outlook.com)

 Tel : 090-2101-0931

Fax: 075-466-3362

## 2019 年度あいさつ

稲葉光行（代表，立命館大学教授）

科学的・客観的証拠を元に、無償でえん罪を晴らす活動を行うえん罪救済センターは、2019年4月で創設3年を迎えた。私はその数年前に、客観的な証拠もなく自白の強制誘導が行われたとされる志布志事件や、科学鑑定の手続きに疑問が生じた天文館強姦えん罪事件の調査に関わった経験から、「同じ失敗を繰り返さない」ための対策を徹底的に取り続ける科学技術的な視点を司法にもっと取り入れるべきだと感じていた。そしてそのことが、私自身が、米国の取り組みをモデルとした日本版イノセンス・プロジェクトの設立の呼びかけ人の一人となるきっかけであった。しかし、多くのえん罪事件が明らかになってきているとは言え、司法への信頼が高い日本社会において、司法による判断を民間のレベルで再度検証し、間違いがなかったかどうかを検証するプロジェクトがどれだけ支持されるのかという点については、正直なところ明確な見通しはなかった。

しかし多数の著名な法曹実務家、法学者、法科学者がただちに呼びかけに賛同され、その後の3年間、平日も祝祭日も、電子メール、テレビ会議、あるいは対面で、無実を訴える方々の依頼に対して活発な審議や調査を無報酬で続けていただいた。そのような活動が維持され、協力してくださる専門家がさらに増え続けているということに、改めて頭が下がる思いである。そしてセンターが主催・共催するイベントを開催する度に、多くの市民にお集まりいただいていた。センターの取り組みは、これまでマスメディアに何度も取り上げられた。センターの趣旨に賛同する多くの市民から、貴重な寄付金も頂き

つづけている。これらのことから、日本版イノセンス・プロジェクトの設立は決して早すぎたわけではなかったという実感を改めて持っている。

一方で、これまでよせられた多くのご相談・ご依頼に対して、明確な形でえん罪を晴らすという結果をお返しできていないことも事実である。世界中からイノセンス・プロジェクト関係者が集まるイノセンス・ネットワーク会議で、米国の参加者に「まだえん罪を証明したケースはない」と報告すると、「米国のプロジェクトでも、第1号の雪冤ができるまでは平均で6年ぐらいかかる」と言われたことがある。しかし当センターを頼みの綱に調査依頼をされてこれらの方々のことを考えれば、当然ながら、とても安心していただける状態ではない。

このようなセンター設立の主目的はまだ達成できていないながらも、この3年間のセンターの活動を通して、私自身は、科学的手法を適切に用いることで、司法の間違いを検証し、間違いを減らすための取り組みが海外で着実に進展していることを学んだ。例えば米国では、いくつかの州で、捜査部門から独立した科学鑑定機関があり、2千件を超えるえん罪事件が登録された全米えん罪データベースも公開されている。また、地区検察局の有罪判決検証ユニットと協力することで無実を証明したプロジェクトの事例も聞いた。さらに、科学鑑定で「被告人が犯人である確率とそうでない確率の両方を示す」という方針の運用にむけた取り組みが進んでいると聞く。これらは、技術屋の視点からすれば十分納得が行くもので、また本来あるべき司法の姿に着実に近づく動きであると感じている。

このような動きを知るたびに、少し大きな話かもしれないが、日本と米国の「司法文化」の違いに

ついて考えられる。そしてつい最近、そのことを痛感した出来事に遭遇した。それは今年4月にアトランタで開催されたイノセンス・ネットワーク会議のできごとである。そこでは、いわゆる「NAS報告書」をまとめた米国科学アカデミーの法科学に関する委員会が、科学的な視点からのえん罪事件の検証に大きく貢献したとして表彰された。そして委員会の共同議長である Edwards（米国控訴裁判所判事）による受賞コメントでは、「これまで不適切な科学鑑定のためにえん罪で苦しんだ方々に、心よりお詫び申し上げます」という発言があった。現役の裁判官が、不適切な科学鑑定が行われていたことを認め、えん罪被害者らに公式に謝罪するという構図に、私は米国の司法文化の懐の深さに衝撃を受けた。

少なくとも27年のイノセンス運動の歴史を持つ米国の司法文化と、イノセンス・プロジェクトが設立されて3年しか経っていない日本の司法文化では、蓄積された知見も懐の深さも大きく異なって

いることは当然かもしれない。しかし「間違いを認めて改善する司法文化」が世界的に広がっていることを知る時、日本の司法も、その潮流に逆らうという選択肢はないと考えている。そして、司法の間違いを省察するために十分な証拠を保管・公開し、証拠をもとに間違いを正すという発想が育たないとしたら、日本の司法文化はますます世界から取り残されてしまうのではないか。

センターに直接・間接的に関わる3年間の活動を振り返る時、センターに寄せられる個々の依頼を引き続きしっかりと検討していくことに加え、「間違いを認める司法文化」を育んで行くことの重要性を広く訴え続けることも、センターの重要な使命であると改めて痛感している。技術屋である私自身も、センターにお集まりいただいた法曹実務家、法学者、法科学者の方々からの力強いご助力を得ながら、「間違いを認めて同じ失敗を繰り返さない」という科学技術的な文化が、少しでも日本の司法に根付いていくよう、できる限りの取り組みを続けていきたい。

えん罪救済センター (IPJ) × 台湾冤獄平反協会 (TIP) × ニューヨーク大学 US-ALI シンポジウム

## 「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」開催のお知らせ

えん罪救済センター (Innocence Project Japan) の設立から 3 年をむかえました。

このたび、これまでのわたしたちの活動を振り返りつつ、今後の日本におけるえん罪救済の課題について考えるシンポジウムを開催します。連携・協力を強めている台湾冤獄平反協会 (台湾イノセンス・プロジェクト) をはじめ、えん罪救済に取り組むアジアの法律家・雪冤者も集まります。

イノセンス運動が「つぎの一步」を踏み出すためにはどうすればよいのか、皆様と考えたいと思っています。是非お越し下さい。

**参加費・申込み 不要**



2019 年 **6 月 15 日** (土)

立命館大学 朱雀キャンパス

**10 時～17 時 30 分** (開場：9 時 30 分)

大講義室 (5 階)

### 【プログラム】

通訳あり

#### ■ 第一部：「アジアのイノセンス運動」

- ・ ナムテー・ミーブーンサラン氏 (タイ王国カーンチャナブリ県主席検事, イノセンス・インターナショナル・タイランド代表)
- ・ 羅秉成 (ロ・ピンチェン) 氏 (無任所大臣, 元台湾冤獄平反協会理事長)

コメント：石側亮太 氏 (京都弁護士会, IPJ 運営委員)

#### ■ 第二部：「DNA 型鑑定による雪冤—あるべき刑事裁判と再審を目指して」

- 黒崎久仁彦 氏 (東邦大学医学部), 遠山大輔 氏 (京都弁護士会, IPJ 運営委員),
- 徳永光 氏 (獨協大学法学部, IPJ 運営委員), 後藤貞人 氏 (大阪弁護士会, IPJ 運営委員)

#### ■ 第三部：

「イノセンス運動がもたらしたもの」

- ・ 蘇炳坤 (ス・ピンクン) 氏 (雪冤者)
- ・ 桜井昌司 氏 (布川事件)

開会・閉会挨拶：稲葉光行 氏 (立命館大学政策科学部, IPJ 代表)

笹倉香奈 氏 (甲南大学法学部, IPJ 副代表)

司会：川崎拓也 氏 (大阪弁護士会, IPJ 運営委員)

森久智江 氏 (立命館大学法学部, IPJ 運営委員)

主催：ニューヨーク大学ロースクール アメリカ・アジア法研究所 (US-ALI), えん罪救済センター (Innocence Project Japan), 台湾冤獄平反協会 (Taiwan Innocence Project), 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 (R-GIRO) 「修復的司法観による 高齢化に寄り添う法・社会システムの再構築」, 立命館大学人間科学研究所 「えん罪救済センタープロジェクト」

共催：文部科学省 私立大学研究ブランディング事業

## 参加報告：イノセンス・ネットワーク大会

笹倉香奈（副代表，甲南大学教授）

### イノセンス・ネットワーク大会とは？

全世界のイノセンス団体が年に一度集まる「イノセンス・ネットワーク大会」が，2019年4月12日と13日にジョージア州アトランタにて開催されました。えん罪救済センターからは，稲葉と笹倉が参加しました。

第1号イノセンス・プロジェクトがニューヨーク州で誕生したのは1992年。その後，全米各地に同様の理念をもつイノセンス団体が次々に立ち上がりました。2000年，10団体がシカゴに集合して第1回の会合を行いました。その後，相互の情報交換とゆるやかな連携のためにネットワークを設立しようという話し合いが2004年に行われてネットワークへの加入要件などが決定され，15団体から成る「イノセンス・ネットワーク」が立ち上がったのは2005年のことでした。現在では，アメリカ国内に55の団体，国外に12の団体がネットワークに所属しています（日本のえん罪救済センターも加入の準備を進めています）。

私が初めてネットワーク大会に参加したのは，2012年です。そのときの参加者は全体で250人程度でした。その後，2015年を除き毎年参加していますが，昨年は700人以上が，今年は900人以上の参加者が集まりました。参加者がここ数年で急増し，イノセンス運動が拡大していることがよく分かります。

昨年のネットワーク大会は，テネシー州メンフィスで開催されました。周知のとおり，メンフィスは，マーティン・ルーサー・キング牧師が1968年に暗殺された町でした。そして，今年の大会が開催されたアトランタは，キング牧師が生まれた町です。公民権運動からつづく様々な自由・人権を守る運動のひとつとして，イノセンス運動が強く意識されていることがよく分かります。

### 国際部会ミーティング

ネットワーク大会の前日に，国際部会ミーティングが開催されました。2012年には10数人だったアメリカ国外からの参加者も毎年増え続け，ゆっくり議論の時間をとろうという発案がなされたのです。

今年は世界12カ国以上から参加者が集まり，半日をかけて各国の状況などについての議論が行われました。各国でどのようにボランティア弁護士を募集し，手伝っていただいているのかなどの状況報告もなされました。



《写真：様々な国から集まった，国際部会の参加者。アジアからは，日本，台湾，中国が参加しています》

### ネットワーク大会

イノセンス・ネットワーク大会は，金曜日と土曜日の2日間にわたって，朝から晩までプログラムがぎっしりと組まれていました。

イノセンス運動に関わる弁護士，調査員，研究者，学生，支援者などのみならず，イノセンス団体によってえん罪を晴らされた雪冤者も参加します。雪冤者の参加費は無料で，雪冤者のための様々なワークショップも開催され，経験の共有，自分の経験をどのように社会に訴えかけていくか，社会に順応するためのスキルをどう養成するかなどが伝えられます。

同時に，えん罪救済のための専門的なセッションも多数組まれていきます。全米各地における最新の立法の状況，DNA鑑定などの法科学の最新動向や活用方法，最新の研究の紹介，イノセンス団体の運



営の仕方やファンドレイジングの方法、事件の審査の方法など、様々な事情を学ぶこともできます。著名な研究者、専門家も参加しているので、自分のイノセンス団体が抱えている事件について、その場で質問したり、協力を依頼したりすることも可能です。

たとえば、私が参加した法科学に関するセッションでは、戦略的訴訟のあり方や SBS 事件への対応など、えん罪事件にどのように組織的に取り組んで行くのかということについて意見交換が行われました。



《写真：あるセッションの様子。左から、キース・フィンドレイ（ウィスコンシン IP）、ケイト・ジャドソン（ウィスコンシン IP）、ピーター・ニューフェルド（イノセンス・プロジェクト）、サラ・チュー（同）、クリス・ファブリカント（同）。キース、ケイトは 2018 年に IPJ の共催で開催された SBS に関するシンポのために、クリスは 2019 年に開催された IPJ 主催のシンポのために来日されました》

合間には全員が集まり、大ホールでのイベントも行われます。

たとえば、著名な「セントラル・パークの 5 人事件」の雪冤者のパネル・ディスカッションでは、同事件における逮捕の様子、取調べで自白にいたるまでの様子などが生々しく語られました。



《写真：セントラル・パークの 5 人事件の雪冤者たち》

その他にも、雪冤者によるストーリー・テリングのパフォーマンスもあります。5 分間でショート・スピーチをするためのワークショップに参加した雪冤者たちが、自分たちの経験や想いを披露。1 日目のディナーの後の恒例の「雪冤者の紹介」とともに、大人気の企画です。参加者は皆、1 人ひとりに向けて立ち上がって拍手を送ります。

そして、2 日間の大会の最後は、デモ行進です。おそろいの T シャツを着て、近くの公園まで行進し、えん罪の救済と防止のための団結を誓うのです。

規模は年々大きくなりますが、最新の冤罪救済をめぐる世界的な情勢も分かります。なにより、たくさんの人たちが様々な問題を抱えつつも同じ「えん罪救済」という目的のために日々取り組んでいることを、ひしひしと感ずることが出来ます。ここに来ると「またがんばろう」と思えるような場です。



《写真：アジアからの参加者と、ニューヨーク大学アメリカ・アジア法研究所の皆さんと。6 月 15 日のえん罪救済センター主催のシンポジウムのため来日されます！》



## 科捜研からみた刑事捜査 (第3回)

平岡 義博 (運営委員, 立命館大学客員教授)

現在、真犯人が逃走中である。皆さんの街のどこかに潜んでいるかもしれない。えん罪が晴れたとしても、真犯人は逮捕されないままなのである。

公判で無罪が確定すれば、その事件は未解決状態になるのだが、いわゆる未解決事件(未だ被疑者が検挙されない事件)とは異なり継続捜査や再捜査はされない。無罪が確定しても「今でもヤツが犯人と確信している」とか「証拠が不十分なだけだった」などと判決を受け入れない捜査員が多い。失敗を失敗と認めない警察体質がよく顕われている。もし証拠不十分で被告人が真犯人と疑わないならば、再審を目指して再捜査を行えばいいものだが、それもしない。捜査機関が無罪確定で訴追できなかつた場合に再捜査を義務づける法令がないためであろうか。

米国では、えん罪が晴れるとともに、真犯人が判明する例があるという。これはおそらく、現場DNA型と被告人のDNA型が異なっていたことが判明し、その現場のDNA型を弁護側の要請で裁判官命令によってDNA型データベース(FBIのCODIS)に捜査側が照会した結果、被疑者が判明するものと考えられる。

真犯人捜査は、被害者や被害者の遺族のためにも、また再発防止のためにも非常に重要なことで、真犯人検挙は安心安全の社会に大きく貢献するのであるから、我が国もそのシステム作りを考えるべきであろう。しかし真犯人捜査の最大の障害は、訴追側が素直に過誤を認めない姿勢である。「鋭意捜査し最善を尽くした結果なのだから、訴追側の立場を変えることはありえない」と言う立場なのである。

ここに不可思議な話がある。足利事件の被害者女児の下着が検察庁にあることがわかり、これを遺族(母)が返却を申し出たが返却されないという(清水潔「殺

人犯はそこにいる」新潮社, 2014, 335p.)。本来、証拠資料は事件処理が終わって裁判が終われば所有者や遺族に返却されるか、返却された側が「不用」と言えば廃棄される。遺族に返却されても、弁護側から警察庁のDNA型データベースにアクセスする権限はないため、真犯人の解明はできない。裁判所の命令があれば別であるが、結審した事案の解明の道は事実上ないに等しい。

この例でわかるように、訴追側は社会礼儀上、誤認逮捕の謝罪はしても、再捜査によって真犯人を検挙し責任を果たそうという姿勢は微塵もなく、むしろこれを阻止しようという姿勢にみえる。検事の社会においても「若い裁判官が先輩の判決を翻す判決を行うことは非常に難しい」という通念があるのだろうか？

再捜査を行うには、当時の捜査記録や録音テープなどの保管とともに物的証拠資料の保管が必要となる。これらの証拠資料の保管は犯罪捜査規範第186条に定められ、鑑識資料は「(前略)なるべく全部を用いることなく一部をもって行い、残部は保存しておく等、再鑑識のための考慮を払わねばならない」(下線は筆者)となっている。これは努力目標を言っているもので義務とは解せない。従って現場では全量消費したり廃棄したりすることが日常的に行われる。現実の問題として、すべての証拠資料や鑑定資料を保管する場所が警察にはないのである。

今日、DNA型鑑定の技術は向上し、保管状態が良好であればDNAは長期的に安定であるため再鑑定が可能である。事件関係者の証言は、コンピュータなどによる供述分析によって真偽の判別が可能になっている。その他の分析技術も微量な物質まで特定できるなど科学技術的には再鑑定が可能なレベルに達していると考えられる。問題は真犯人再捜査を実現するための法令、システム、証拠品保管倉庫などの基盤(インフラ)の整備されない点にあると考えられる。

(つづく)

**ご寄付の御礼 (2018年11月～2019年5月)**

2018年11月21日から2019年6月12日までに、  
**4名、2団体**  
の皆さまより貴重なご寄付を頂戴しました。

今後もより一層、活動の充実に努めてまいります。  
本当にありがとうございました。

**メーリングリストのご登録**

センターではイベントや支援活動に関する情報をメールで配信する「えん罪救済センターメーリングリスト」を開設しています。

登録をご希望される方は

ipj2015@outlook.com

まで、件名に「メーリングリスト登録希望」とご記入のうえ、ご連絡先とお名前をお知らせください。

※ドメイン指定等の拒否設定をしている場合は上記のアドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご連絡ください。

**ご寄付のお願い**

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件救済支援の活動に使わせて頂きます。

**お振込み方法**

**【ゆうちょ銀行からお振込みの場合】**

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター (えん罪救済センター)

**【他行からお振込みの場合】**

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店 (ヨンサンハチ店)

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター (えん罪救済センター)

**本ニュースレターについて**

本ニュースレターを今後も定期的に発行いたします。

充実した内容にできるよう努めてまいります。

ぜひお読みください。

次号予告：第11号 2019年8月頃に発行予定です。

**◆◇編集後記◇◆**

多くの皆様にご協力いただき、えん罪救済センターは設立から3周年を迎えることができました。イベントへのご参加、ご寄付など、様々な形でお力をお貸しくださった皆様に厚く御礼申し上げます。えん罪の救済と防止に向けて、歩みをさらに進めて参ります。〈さ〉

えん罪救済センターが設立して3年が経ちました。設立からこれまで多くのご相談をいただき、1件1件、慎重に検討しご回答しております。ご理解、ご支援の程どうぞよろしくおしいたします〈や〉